

著作権等取扱特記仕様書

（著作者人格権等の帰属）

第 1 本件契約に基づき受注者が制作した成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。

（著作権の譲渡）

第 2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 前項に関し、次のいずれかの者に成果物の著作権が帰属している場合には、受注者はあらかじめ受注者とその者との契約により当該著作権を受注者に譲渡させるものとする。

(1) 受注者の従業員

(2) 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

（著作者人格権の行使等）

第 3 受注者は、発注者に対し、成果物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が著作物に表示した著作者名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変することがあることをあらかじめ承諾する。ただし、発注者はこれらの改変であっても、成果物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

（保証）

第 4 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

2 本特記仕様書の定めに反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。